

# J. W. ギルバートの銀行論

二階堂達郎

はじめに

19世紀のイングランドにおけるフリーバンキングの主張を支えた勢力の一つは、その当時急速に台頭しつつあった株式銀行であった。本稿では、株式銀行の立場を代表する重要な論客であったJ. W. ギルバートの議論を考察することにより、株式銀行の擁護論とフリーバンキング論との関連を見ていくことにする。

主に取り上げるギルバートの著作は、『1839年の貨幣市場の窮迫の原因についての研究』(1840年)<sup>(1)</sup>と『通貨と銀行業』(1841年)<sup>(2)</sup>であり、いずれも1844年の銀行法の制定に先立つ時期で、いわゆる通貨論争が華々しく行われた頃に出版されたものである。この論争で一般になされている学派の区分によるならば、ギルバートは言うまでもなく銀行学派に属する。

イングランドにおいて株式銀行が急速に設立され始めるようになったのは1820年代以降であり、次第に個人銀行に代わって力量をつけていった。当時、株式銀行に対してさまざまな規制がなされていたが、そのうちで最も主要なものは、6名以上のパートナーで構成される銀行の発券の禁止であった。少なくとも19世紀の前半までは、銀行券の発行は銀行にとって収益を獲得する重要な手段であったために、この制約は大銀行の発展を妨げることになったとされている。

この当時、産業の発展に対する金融システムの立ち後れは、1825年、1836年、および1839年の激しい金融パニックとして表面化した。1826年には前年のパニックと経験をふまえて、ロンドンから65マイル以上離れた地域では株式銀行も銀行券を発行することができるようになった。また、イングランド銀行の支店が主要都市に開設された。しかし同時に、5ポンド以上の地方銀行券の発行を廃止するという措置もとられている。こうした措置と並行して、政府やイングランド銀行による通貨流通管理へ向けた動きも強まりつつあった。

他方では、規制の廃止や緩和を求める地方銀行や株式銀行の動きがこの頃から活発化し始めていた。独占的なイングランド銀行の支店開設に対する反対行動(1826年)、印紙税の不公平に対する地方銀行の抗議行動(1828年)、あるいはイングランド銀行の特権の廃止を求める請願行動(1828年)などが行われた。1833年には政府による規制強化の試みに対して反対運動が行われ、同年の銀行法にその内容が盛り込まれるのを阻むことに成功している。<sup>(3)</sup>

ギルバートの生涯は株式銀行の発展とともにあったといっても過言ではない。<sup>(4)</sup> 彼は1794年にロンドンに生まれ、19歳でロンドンの銀行に就職した。その銀行が1925年に営業を停止したのに伴って、バーミンガムの大企業の支配人にごく短い間就任したのち、アイルランド・プロヴィンシャル銀行に入り、キルケニー支店とウォーターフォード支店の支配人を歴任した。1827年に『銀行業の実践』を出版したのをかわぎりに、仕事のかたわら著述活動や啓蒙活動に生涯を通じて積極的に関与し続けた。<sup>(5)</sup> この他の主な著作に、『銀行業の歴史と原理』(1834年)や『銀行業の論理』(1859年)などがある。<sup>(6)</sup>

1833年にロンドンへ戻って、ロンドン最初の株式銀行であるロンドン・ウェストミンスター銀行の設立に参画し、同行を英国有数の株式銀行に育て上げた。ギルバートは議会の委員会でもしばしば証言を行っている。1837年の株式銀行に関する下院委員会、1840年の地方銀行券の流通に関する下院特別委員会、および1847年の金融市場の窮迫についての両院委員会である。また、1838年の「株式銀行協会」の設立にも参画している。王立協会の会員をつとめ、1863年に69歳で死去した。

## 1. パーマーの原則と通貨

ギルバートの主張を検討する場合には、1844年銀行法、ならびに同法成立に先立つ時期のイングランド銀行の運営の原理であったパーマーの原則についての議論を避けて通るわけにはいかない。本稿で取り上げる文献は、とくに後者に対する批判を主な目的としている。パーマーの法則は周知のとおり、外国為替の状態に対応して通貨量を調整しようとする意図に基づき、イングランド銀行の負債の2/3を有価証券で、1/3を金または鑄貨で保有し、その負債額を金保有量と一致させて変動させようとするものであった。もちろん、この原則は必ずしも首尾一貫して実行されたわけではなく、その理解や運用方法についてはその原則の支持者の間でも違いがあったが、<sup>(7)</sup> 通貨論争を経る中で理論的に体系化され、やがて1844年銀行法として具体化されることになる。

ギルバートは、『1839年の貨幣市場の窮迫の原因についての研究』の中で、1839年の金融恐慌の経過と原因について考察するとともに、この原則に対する批判を詳細に論じている。

まず、ギルバートとこの原則の支持者との間では、金融パニックの原因について見解が根本的に異なっていることが挙げられなければならない。ギルバートから見ると、1839年の貨幣市場の恐慌は、1837、8年の貨幣の豊富と安価の結果として生じたのである。このイングランド銀行の通貨緩和政策によって利子率が下落し、高利回りを追求する資金がアメリカなどの外国債券の購入や、鉄道への投資などへ向かい、結果として国内外への投機的投資が促されることになったのであり、その根本的原因はパーマーの原則に基づいて金融政策が遂行されたことにあるとする。これに対し、パーマーをはじめとする通貨学派に属する論者たちは、株式銀行による過剰発行と外国公債への投資がこの恐慌の原因であると見ていた。<sup>(8)</sup>

この原則に対するギルバートの批判は、まず第一に、通貨量を外国為替に基づいて調整するという点に向けられている。<sup>(9)</sup> 本来的に通貨への需要は国内での交易量に対応して変化するものであるにもかかわらず、通貨量が外国為替の状態によって調整され、その変化分が補正されないならば、商品価格や利子率の不必要な変動を招き、過剰になった場合には過剰資金が投機的投資に回ることになるというのである。次いで、紙幣流通と金融流通とを同一視して通貨調整が行われるという点にも批判が向けられる。紙幣と金属通貨とでは流通メカニズムが異なり、これらが混合した場合の通貨量の変動はすべてが金属通貨から構成される場合とは異なるという主張がなされる。地金が通貨として働くまでには時間的遅延が存在するなどの性質があるにもかかわらず、パーマーの原則ではこうした点が無視されるために通貨量の変動が激化することになる。ギルバートは、生起する現象を「為替が転調する点まで通貨が増大させられると、金は準備がほとんど枯渇するまで流出し続ける」という「サイホンの働き」<sup>(10)</sup>にたとえている。

ギルバートは、パーマーの原則が想定している通貨と外国為替の変動過程、すなわち発行量の縮小から始まり、価格の下落、輸出の増大、外国為替の順調への転化と金の流入へと至るプロセスの各段階について綿密な検討を行っている。<sup>(11)</sup> そこに見られる特徴は、貨幣需要の状態や銀行による信用が与える影響に注目して議論を展開しているという点である。

最初の流通量の縮小段階では、流動性の異なる預金の作用が考察されている。イングランド銀行による政府証券の売却や、貸付と割引の引き締め効果は、預金の引き出しによって弱められるものの、同行が最終的に流通量を縮小しうるのは、流動性の低い預金、つまり政府、管財人 (trustee)、受託人 (assignee)、および交易に携わっていない人々の預金が存在しているからだとされている。

また、価格下落の過程では、信用、および商業手形や銀行手形による銀行券の代替によって価格下落の作用が緩和されることが指摘されている。ここで、株式銀行の信用力のもつ効果に高い評価が与えられていることは言うまでもない。また、高利禁止法の改

訂によって利率変化の自由度が広げられ、たとえば貨幣縮小の際に、低価格で商品が売却される代わりに、たとえ高利子ではあっても資金の借入が容易になること、つまり信用の機能が強化されることによって、価格変動を緩和する効果が強められることも指摘されている。ギルバートは、信用の拡充が一般的に価格の下落に対する抑止力として働き、このため、交易が投機的にはなく分別をもって行われているならば、通貨の収縮によって突発的で深刻な価格の下落を引き起こしにくくなると見ているのである。しかし、同時に、通貨の引き締めによって価格が下落しにくくなっても、交易は停滞し、失業が増えることは避けられないともされている。こうした信用の機能の拡充は、パーマーの原則がもつ誤りの根拠として取り上げられているが、それ自体、株式銀行の発展がもたらす肯定的な現象としても受け止められている。

また、ギルバートは、通貨の収縮とそれによる価格の下落が、パーマーの原則が想定しているごとく金の流出の防止に実際にはつながらないとも主張する。その理由として、輸出の増大には諸外国の消費需要が大きな要因として働くこと、輸出業者はイングランド銀行の政策転換によって輸出向けの商品の購入を直ちに増大させずに、価格がより低下するまで待機する可能性があり、価格変化が為替に影響を与えるまでには無視しえないタイムラグが存在しうること、また輸出向け商品の購入に伴って輸出手形が市場で売却されるならば為替は順調になるにしても、それによって金の輸出が減少するかいなか、金と手形のいずれが商人によって選好されるかによることなどが挙げられている。いずれにせよ、流通量の縮小による為替のコントロールは非常に複雑でしかも長々とした過程であり、そのためその過程の途中でイングランド銀行は支払停止を迫られ、当初の目的が達成されたときには、倒産や解雇、資産の減価、そして信用の欠乏の拡大という結末を迎えることになりかねないとしている。

さらにギルバートは、パーマーの原則に基づくシステムがもたらす弊害についても詳細に論じているが、この点<sup>(3)</sup>に関しては、この原則が貨幣保蔵に及ぼす作用についての考察が注目される。彼は通貨流通を、実際の取引に利用される「活動的流通 active circulation」と、保蔵される「非活動的流通 dead circulation」とに区分し、商品価格や外国為替は「活動的流通」の影響を受けるとしている。パーマーの原則が適用されると、不確実性に備えるための貨幣需要が増大し、通貨流通の変動が激化する。すなわち、窮迫の時期には「活動的流通」の減少に加えて「非活動的流通」が増加することで窮迫は強められ、反対に豊富の時期には「活動的流通」の増大と「非活動的流通」の減少が重なることで交易や投機への刺激が強められ、さらにはその変化の見通しについての予測の困難さがパニックを生起しやすくするというのである。

この他の弊害として、市場利率の変動が激化しやすいこと、窮迫の時期には、倒産、パニック、不信が広がれば広がるほど価格の下落と為替の転調という目的が達成しやす

くなるため、イングランド銀行は援助を抑制しがちになり、銀行や企業への打撃がより深刻になること、などを挙げている。<sup>(14)</sup>

## 2. 預金と通貨

ギルバートは、『通貨と銀行業』において、紙幣、預金および手形と通貨との関係やそれらが価格に対してもつ作用について考察している。<sup>(15)</sup>

パーマーをはじめとするいわゆる通貨学派は、紙幣を鑄貨の代替物と規定するとともに、固有の価格をもたない紙幣の流通量を人為的な調整によって仮想された金属通貨量と一致させることによって同一の機能をもたせようとしている。その際に、金の流出入が金属通貨の変化を測る試金石と見なされる。これに対し、ギルバートは、紙幣だけでなく為替手形なども金属通貨の代替物と認めながら、またそれらや預金をもつ通貨機能の相違を考察しつつ、その主張への反論を展開していく。

まず金については、それが貨幣であると同時に交易の対象物でもあるという点から、その地金の準備量を必要な金属流通量と同一視することは誤りだとする。預金については、それを通貨に含めるのは不適切であるとされているものの、同一銀行の口座間での帳簿上の移転による決済が行われることによって預金が貨幣機能の一部を遂行し、また異なる銀行間であっても、手形交換所で勘定の決済が行われるならばそれらの銀行が単一の銀行から構成されているように見なすことができ、同じ効果が得られるとされている。<sup>(16)</sup> 同様に為替手形についても、貸付と負債の移転に利用され、手形交換所での交換によって決済されることで、銀行券と同じように貨幣の機能の一部を果たしている<sup>(17)</sup>と見なされている。

預金や為替手形が価格に及ぼす影響について考察されている部分は、ギルバートの信用概念の内容をとらえる上で重要である。

まず預金については、預金量の変化によって通貨量が甚だしく変動することはないと見なされている。というのは、たとえ預金が大量に預け入れられたとしても、貨幣価値が増大すると、預金が引き出されるか、手形割引が増えることになるからである。しかしながら、預金はイングランド銀行の発券に関する気前よさの測定手段となること、そして、二つの時点で通貨流通量と地金量が不変であるにもかかわらず預金量が増大しておれば、同行は発行量を増大させたと考えられるとしている。つまり、「他の事情が同じであれば、預金の増加は発行量の増大を示し、預金の減少は発行量の減少を示している」<sup>(18)</sup>のである。そして、投資先が見つかり次第直ちに運用に回す目的でイングランド銀行に預金がなされているのであれば、その預金は、銀行券を所有している場合と同じ影響を価格に与え、その影響の大きさは預金者が商品の購入にどれだけ用いるか、またいかに

適切な投資先を得られるかに依存するとしている。

さらに、ギルバートは、銀行による信用創造の作用について触れながら、預金が価格に及ぼす作用について次のように説明を展開する。個人銀行に預金がなされた場合、預金者はその分の購買力を保持し、個人銀行は一部を準備金として手元に置き、残りを手形割引や証券購入の形で投資する。こうして新たな購買力が得られ、「活動的流通」に付け加わる。イングランド銀行も個人銀行と同じように、預金を利用することができ、しかも自行の銀行券で預金への支払いをなすうるので準備は必要ではない。このため、預金者が購買力を保持するに伴い、イングランド銀行はそれと同額の流通量を増大させることができる。さらに、適正な流通量が存在するときに、同行が公債を購入すると、直ちに用途のない銀行券は還流して預金となる。この場合、購買力が同行によって創造されたことになり、預金者が投資を行おうとするならば、価格の上昇や投機への刺激をもたらすことになるというのである。もしイングランド銀行が流通量を追加するならば、その分だけ、通貨流通量と預金量が追加的に増大する。こうして、ギルバートは、イングランド銀行の預金の方が民間銀行の預金に比較して価格に大きな影響を及ぼすことを指摘する。ここで最も注目すべきは、彼が預金をもつ信用創造の作用と効果の大きさについてかなりの的確に把握していることである。

他方、手形の価格に対する作用については、以下のような説明をしている。正当な為替手形は取引に先行することはなくその結果であるために、地方銀行の発行する銀行券と同様に価格に影響を及ぼさない。これに対して、資本の拡大のために振り出される融通手形は、イングランド銀行による債券や地金の購入向けの銀行券発行と同じ効果を持ち、この資本で購入される商品の需要を増大させることによって、価格を上昇させる作用をもつ。そして、融通手形は、貨幣が豊富なときに容易に割引され、その結果大量に出回ることが指摘される。

### 3. 株式銀行と単一発券銀行

次に、ギルバートのフリーバンキングの主張について検討してみることにする。彼はフリーバンキングの優位性を以下のように要約している。<sup>(19)</sup>

1. 多数の発券銀行があることによって、手形交換制度によって互いにチェックし合うことができる。
2. 単一の発券銀行には多数の発券銀行ほどに通貨量の変動を防止するという保証はない。
3. 外国為替による調整の原則に基づく通貨は、農業、工業、鉱業の事業に適しない。
4. 単一の発券銀行では、地方の状況に応じて通貨を分配することはできない。

5. 単一の発券銀行制をとると、地方銀行による交易や産業への援助は縮小され、その結果とくに中間階級への負担の増大を招くことになる。
6. 発券からの収益が得られないと、費用をまかなえなくなるために廃業する銀行や支店が出てくる。そうすると、その地方は銀行の便宜を受けられなくなるであろう。
7. 単一の発券銀行は政府よりも強力になり、専制や党派の目的に濫用される危険性が増大することになろう。

この要約に見られるいくつかの特徴を列挙してみよう。

まず第一に、ギルバートはここで取り上げた論文では明示的に述べていないが、金兌換制を前提にしているという点が指摘されねばならない<sup>(80)</sup>。

第二には、ギルバートは、為替手形、銀行口座、銀行間交換の増大によって、銀行券の使用量が減少し銀行の信用機能が重要となる傾向を指摘しながらも、銀行券の発行権限を民間銀行が保有することを不可欠と見なしている点である。付け加えて言うと、少額銀行券についても、それが発行されれば銀行券流通の比率は高まり、多額の金貨を節約できることが強調されている。銀行券の自由な発行は、彼のフリーバンキング構想にとって不可欠な要素と考えられているのである。

第三は、手形交換所を銀行券発行の相互チェックを保証する機関として重要視している点である。他のフリーバンキング論者と同様に、この機関が発券銀行間で競争原理が機能する上で核心的な地位を占めると考えられている。

第四に、大規模な株式銀行の存在が、この競争原理の機能をより安定的に保つと想定されている点である。彼は、イングランドでは、さまざまな規制のために、交易と国富が増大するのに伴って小規模な銀行が多数設立され、とくに株式銀行の発展が阻害されてきたことを指摘するとともに、規制の廃止によって、多数の小規模な地方銀行はロンドンの大銀行に集約され、また広範な支店網をもつ大資本を有する少数の株式銀行が設立され、さらに存続する地方銀行はこれらの株式銀行の監督下に置かれることで、通貨流通はより安定化するとしている。このような株式銀行の発展によって、さまざまな地方における交易と商業の状況から生ずる地域的に特殊な通貨需要にも対応することができ、他方、単一の発券銀行のシステムではそうした要請には応えられないというのである。

第五は、国内の通貨流通と外国為替の管理との分離を基礎としたフリーバンキングであるということである。この分離の方法については、『1839年の貨幣市場の窮迫の原因についての研究』の中で詳しく述べられている。外国為替の管理については、為替安定化のための勘定の設定や、政府および中央銀行間の協力による為替安定化の方策が提起されている。その具体例として、フランス銀行からのイングランド銀行への融資に関する

協定や、アイルランド銀行によるロンドンからの資金調達を試みが行われている。後者については、1804年のアイルランドの通貨と外国為替に関する下院委員会の報告書の内容が詳しく紹介されている。この委員会では、通貨の収縮以外の方法で為替に対応する方途として、アイルランド銀行の銀行券の兌換請求にイングランド銀行券で払うこと、ロンドンでイングランド銀行券に交換できるようにすること、ロンドン宛のイングランド銀行券建ての為替手形を交付することが検討され、最終的にアイルランド銀行がロンドンで信用を設定することが推奨された。これらはいずれも、国内の通貨流通と外国為替とを分離しようとするものである。

ギルバートがイングランドの外国為替の動向に楽観的なのは、貿易や金融に占めているイングランドの国際的な地位について確信をもっていたからでもある。イングランドの製造業は強力であるため、外国為替が順調の時にイングランド銀行が流通量を拡大しなくてもそれが逆調になることはあまりないこと、不作などによって外国為替が一時的に逆調になっても、国内の通貨流通の状態が健全であれば必要以上に金が流出することはないこと、貿易収支の黒字を解消するために穀物の輸入や外国への貸付を促進することが必要なこと、などを考慮すべきだとしている。

最後に1844年の銀行法に対するギルバートの見解に簡単に触れておくことにする。

周知のことであるが、同銀行法の内容は、イングランド銀行を発券部と銀行部とに分離し、前者が発券業務を扱い、1400万ポンドまで政府債券に基づいて保証発行をすることができ、それを超える部分は金準備を必要とする、というものであった。同時に、銀行券の発券権限を同行に漸次集中させるため、地方銀行には新規の発行を認めず、発券銀行が発行を停止した場合には、その分の2/3をイングランド銀行の保証発行額に追加するということが定められた。また、イングランド銀行券をイングランドとウェールズの法貨とすることがあらためて確認された。

ギルバートは、『銀行業の歴史、原理、および実践』の第22章で、この銀行法の下で金融情勢および民間銀行の経営がどのような影響を受けるかについて叙述している。

彼は、同銀行法は基本的にパーマーの原則のより効率的でより広範な実行をめざしたものだとした上で、次のように説明している。発券部は「自動」機械として働く一方で、銀行部の置かれる状態はより複雑になる。銀行部は、その預金量が絶えず変化するのに伴って政府証券を売買することになるだろうが、貨幣の逼迫時には価格を大幅に引き下げても売却できなくなる。そうなれば、銀行部は預金の支払いを停止することになり、国内の金需要が発券部へ集中する。窮迫の際には、イングランド銀行は自らの銀行券の交換性の確保を優先せざるをえないので、金融的支援がうち切られてパニックが生じるであろう。金が流出から流入に転じるまでの困窮が最もひどい時期、同銀行法の成立以前に



は、イングランド銀行は発券を拡大して窮迫を除去することができたが、その成立後は、金が還流するまで銀行券は追加できないためにこうした措置はとれなくなる。イングランド銀行からは裁量権が奪われ、有効な手段を講じることができなくなる結果、貨幣の豊富、利子の低下、投機の刺激、それに続く窮迫という過程はより不安定化するであろう。

また、同銀行法は民間銀行の経営をも不安定にすると主張する。すなわち、貨幣が豊富なときは、利子率の低下のために軽率な投資に走りやすく、貨幣の不足時には、預金量は減少し、「永久的預金 permanent deposits」の利子率は上昇して多額の資金が遊休したままになる。そして貸付先の倒産や国債の現金化の必要性による損失の危険は高まり、銀行はこの利潤の減少を証券への投資の増大で補おうとするであろうというのである。

註

- (1) *An Inquiry into the Causes of the Pressure on the Money Market During the Year 1839, 1840.*
- (2) *Currency and Banking, A Review of Some of the Principles and Plans that have Recently Engaged Public Attention, with Reference to the Administration of the Currency, 1841.* この著作は、当初、同年の1月に『ウェストミンスター・レビュー』に「通貨：銀行業」というタイトルで掲載されたもの（‘The Currency: Banking’, *Westminster Review*, 35, pp. 89-131）を、部分的に加筆修正したものである。
- (3) これらの事実については、『銀行業の歴史、原理、および実践(1)』*The History, Principles, and Practice of Banking, Vol. 1, 1882*（本書は『銀行業の実践』*The Practical Treatise on Banking, 1827*と『銀行業の歴史と原理』*The History and Principles of Banking, 1834*にいくつかの章や資料を付け加えたものである）の第3章で詳しく述べられている。また、*An Inquiry into the Causes...*では、資金を預入していない株式銀行の銀行券のイングランド銀行支店による受け取り拒否、株式銀行に対する個人銀行との差別的制限、発券銀行の裏書きのある手形の割引拒否など、さまざまな形で圧力が加えられたことが述べられている。p. 44.
- (4) ここで示すギルバートの略歴は『銀行業の歴史、原理、および実践(1)』に拠っている。
- (5) 若い頃、討論クラブ「アテネ人」や、1825年に J. S. ミルが結成しマコーレーも加わったことのある「ユニオン・ソサエティ」にも参加した。また、「シティ文芸科学協会」の創立にも援助を与えた。これは中産階級の教育のための最初の機関であり、大衆的な定期刊行物の発行を支援した。キルケニーでは地方紙に銀行業に関する記事を書き、ウォーターフォードでも「文芸科学協会」を設立するなどの活発な啓蒙活動を行った。
- (6) *The Logic of Banking: A Familiar Exposition of the Principles of Reasoning, and their Application to the Art and the Science of Banking, 1859.*
- (7) たとえば、ノーマンは、トレンズやロイドよりも原則の緩やかな運用を考えていたとされている。*An Inquiry into the Causes...*, p. 18.
- (8) *Ibid.*, pp. 13-4 を参照のこと。なお、イングランド銀行の理事たちは、1839年の恐慌を前年の不作によるものと考えていた。*Ibid.*, p. 14. 地方銀行への批判に対する反論は「1844年銀行法の通過以降、イングランドにおける地方銀行券の流通に現れた通貨法則」‘The Laws

of the Currency, as exemplified in the Circulation of Country Bank Notes in England, since the passing of the Act of 1844', *Quarterly Journal of the Statistical Society*. December, 1854. Vol. XVII. Part IV, p. 289-321において詳しく展開されている。地方銀行に対する批判の論点は主に、安全性への疑問、過剰発行とパニックの原因、外国為替に基づいて銀行券の発行をしないことからくる外国為替に対する悪影響とかかわっていた。これに対してギルバートは、地方銀行よりもロンドンの銀行の破綻や負債の方が多く、過剰発行や通貨量の変動、および投機は地方銀行よりもイングランド銀行の発券によって促進されていること、地方銀行券の流通の対象である鉱山や製造業についてはイングランド銀行の為替操作に直接的に関与しないことなどを具体的な数値を示しつつ反論している。また、地方銀行券はその地域の需要に応じて調整され、銀行が好むままに流通させることはできないこと、イングランド銀行の金保有量による通貨流通の調整という原則の実行を地方銀行に求めるのは不可能であるとも述べている。なお、この論文は、1854年9月22日、英国科学振興学会の統計分科会で発表されたものである。

- (9) パーマーの原則に対する批判は、*ibid.*, pp. 19-29で展開されている。
- (10) なお、通貨の豊富とはそれが需要以上に供給された状態であり、貨幣量そのものより利率が豊富の指標になるとされている。*Ibid.*, p. 11.
- (11) *Ibid.*, p. 26.
- (12) *Ibid.*, pp. 29-38.
- (13) *Ibid.*, pp. 40-7.
- (14) ギルバートは、貨幣価値や利率の変動が激しくなく、貨幣が豊富でないにもかかわらず手に入りやすく、欠乏していないにもかかわらず価値があるという状態が、地方の銀行業や商業にとって有益であるとしている。*Ibid.*, p. 43.
- (15) *Currency and Banking...*, pp. 4-19.
- (16) なお、株式銀行がロンドンの手形交換所に加入したのは、1854年になってからである。
- (17) 為替手形については、とくに商工業地域では流通媒介物の大部分を占めているために、大きな効果をもつと見なされている。ロイドによると、1826年のマンチェスターでは流通媒介物の9割は為替手形から、1割は銀行券と金から構成されているが、イングランド銀行の支店が開設されてから、同銀行券が増大して為替手形は減少した。*Ibid.*, p. 20.
- (18) *Ibid.*, p. 17.
- (19) スコットランドやアイルランドでは銀行業が自由であったので、少数の大規模な銀行が存在していた。ギルバートが挙げている数字によると、当時、スコットランドでは28行、アイルランドではアイルランド銀行を除いて5行、これに対してイングランドでは91行にのぼっている。*Ibid.*, pp. 121-2. なお、ロイドやノーマンは、アメリカの「自由銀行制度」をフリーバンキングの弊害を例証するものとして取り上げている。これに対してギルバートは、アメリカではすべての銀行は勅許銀行であり、株主責任が制限されているなどイングランドにおける株式銀行と同じものではないこと、そこで多数の銀行が存在しているのはフリートレードの結果ではなくて立法府の行為の結果であること、また銀行券交換制度が存在していないことを理由に、フリーバンキングとは無関係であるとしている。*Ibid.*, pp. 44-5.
- (20) ギルバートは、窮迫の際に、イングランド銀行が自己の銀行券の兌換性を確保せざるをえなくなることについて、「不換紙幣を擁護するものではないが、イングランド銀行による現金支払い停止よりも大きな国民的災禍を容易に想像しうる」と述べている。*Ibid.*, p. 31. また、外国為替に基づく通貨量の調整がもつ弊害を、不換紙幣のもたらす弊害に等しいと見なしている。*Ibid.*, p. 22.
- (21) *An Inquiry into the Causes...*, pp. 53-7. また、この報告書では、1763年におけるスコッ

## J. W. ギルバートの銀行論

トランドの二つの勅許銀行が為替レートの人為的な上昇に対してとった措置や、1792, 3年の信用の麻痺、1795年の倒産、および1797年の困難がスコットランドの勅許銀行には拡大しなかったことの事例についての証言が取り上げられている。また、この委員会で、アイルランド政府がイングランドに資金を置いてアイルランド銀行に為替を調整する能力を与えるように提言されたことが引用されている。